

新しい美浜の学校教育検討委員会設置要綱

令和8年2月18日公布

教委要綱第 1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新しい美浜の学校教育に関する基本方針及び小中一貫教育学校の整備に関する基本構想・基本計画（以下「基本計画等」という。）の策定にあたり、必要な事項を調査、検討及び協議するため、新しい美浜の学校教育検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査、検討及び協議を行い、その内容を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 小学校の統合に関すること。
- (2) 小中一貫教育の導入に関すること。
- (3) 小中一貫教育学校の整備に関すること。
- (4) 前3項に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 有識者・学識経験者
- (2) 副町長
- (3) 教育委員会委員代表
- (4) 保護者代表
- (5) 学校関係者代表
- (6) 学校運営協議会委員代表
- (7) 地域住民代表
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第1条に規定する基本計画等が策定されるまでの間とする。

- 2 前条各号に該当する委員が、その役職を退いた時は、委員の資格を失うものとし、当該役職にある者を新たに委員として、委嘱し、又は任命する。
- 3 前項の規定による新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、

説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、出席委員の半数以上が必要と認めるときは、委員会を非公開とすることができる。

(部会)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の過半数の合意を得て、部会を設置することができる。

2 部会は、検討委員会の指示により、第2条に定める事項について調査、検討及び協議を行い、その結果を検討委員会へ報告するものとする。

3 部会の部員は、必要に応じて検討委員会の委員以外の者を教育委員会が指名する。

4 部会に、部長及び副部長を置き、部員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

6 副部長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

8 会議は、非公開とする。

9 部会長は、必要があると認めるときは、部員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償費及び費用弁償)

第8条 検討委員会の開催に当たり、委員及び第6条第4項により出席を求められた者(以下「委員等」という。)に報償費を支給する。

2 委員のうち県外より招聘する有識者及び学識経験者については、費用弁償を支給する。

3 委員等のうち、国及び地方公共団体に属する常勤の職員である者に対しては、報償費及び費用弁償を支給しない。ただし、第3条第1項第5号、第7号及び第8号については、この限りではない。

(庶務)

第9条 検討委員会及び部会の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会及び部会の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(検討委員会の会議の招集の特例)

2 この要綱による検討委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(部会の会議の召集の特例)

3 この要綱による部会の最初の会議は、第7条第7項の規定にかかわらず、委員長が招集する。